

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

隱岐の島町長 池田高世偉

市町村名 (市町村コード)	隱岐の島町 (325287)
地域名 (地域内農業集落名)	西郷⑧地区 (齊宮・池田・有木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月13日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の品目は水稻が主体。地元農業者の離農が進み、徐々に休耕地が生まれつつあるが、担い手が集積をしていきたいと考えている圃場もある。今後集積する耕作者は草刈り等の共同活動に関して負担が大きくなる。水稻を耕作するには水利の悪い圃場もある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

積極的な区画整理を行い中心農家へ集積・集約化を進めて作業の効率化やドローンなどの省力化に取り組むことで、将来的な担い手の受け入れにつなげる。
また、将来を見越して、作業効率の悪い圃場は中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し用排水路の整備や無理に水稻栽培を行わず転作等を積極的に行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	69.02 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32.03 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中山間地域等直接支払制度対象農用地の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

小規模な修繕や補修といった整備に関しては中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し整備する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

特記事項なし。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

特記事項なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】